

世田谷区お出かけ情報サイト 開発業務委託 仕様書

1. 業務の目的

近年のスマートフォン普及を考慮したうえで情報を発信する側・受ける側ともに使いやすいお出かけサイトを構築する。ユーザーの利便性を向上させるだけではなく、世田谷のまち歩きが楽しくなる・実際に世田谷に行きたくなるような「世田谷区を訪れる人がお出かけの参考にできるサイト」を目指す。情報をきっかけに実際に行動に繋がられるサイトを新しく構築し、更なる世田谷区への誘客の促進やリピーター拡充を図り、域内消費へ繋げる。

2. 業務の概要

(1) 件名

世田谷区お出かけ情報サイト 開発業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年 2 月 28 日まで

(3) 現行ホームページ URL(PC 版/スマホ版)

<https://www.kanko-setagaya.jp/>

3. 現行ホームページの課題

世田谷区産業振興公社(以下、「公社」という)が運営しているホームページの現状における以下の課題を踏まえ、ターゲット層やコンセプトに沿ったサイトを新しく提案すること。

(1) 情報量

- ・トップページの情報量が多いため、見にくく探しづらい。また、サイトとしてユーザーに見せたい内容が分かりづらい。
- ・下層ページが多く、情報を見つけにくい。
- ・職員が編集できないページがあり、軽微な修正も依頼が必要。
- ・記事に図や表、動画を容易に挿入できない。
- ・古い記事も多く、更新されていることが分かりづらい。また視覚的に地域の魅力が伝わりきっていない。新規撮影による写真や動画の追加、取材やライティングが必要。

(2) デザイン性

- ・素材や配色、リンクの大きさなど、サイト全体のトーンや統一感がない。
- ・職員が更新した記事をスマートフォンブラウザで閲覧した際に、文字や画像の配置・デザインにばらつきが出る。

(3) 導線

- ・導線がわかりづらく、ページの閲覧後は一度ホームに戻る導線となっている。類似ページや閲覧させたいページへ回遊させる策がとられていない。(サイト内で有機的なリンクが無い)

(4)その他

- ・各ページのソースコードにタイトルが入っておらず、GA4 でのアクセス解析で検証しづらくなっている。
- ・ユーザー数が減少している。

4. サイト構築の方針・期待すること

(1)コンセプト

世田谷の魅力を引き出すお出かけサイトとして、観光と日常の間のちょっと贅沢なお出かけを提案する。サイトを見てすぐ行動できるようなコンテンツを展開し、世田谷区内での非日常消費を促すサイトとする。(※非日常消費とは、日常から離れて特別な体験をすることで人生を豊かにする:特別な体験、イベント、ライブ、食事、お買い物など)

(2)ターゲット層

世田谷区内及び世田谷区近隣在住者を想定し、50～60代の女性グループ、夫婦を対象とする。主にスマートフォンブラウザから閲覧することを想定しサイトの構築を行う。

(3)期待すること

- ・カテゴリを利用者目線で構築し、シンプルで分かりやすかつ興味を抱くような導線にすること。
- ・区内複数エリアを横断するモデルコースやまち歩きを軸とし、近隣のグルメや、見どころ、イベント、季節の情報などを絡めながら、区内の魅力を再発見できるコンテンツ展開。
- ・写真やデザインで直観的に分かりやすく探している情報へスムーズに辿り着くことができる画面展開の実現。
- ・プロカメラマンによる写真撮影や動画撮影を行い、世田谷区で非日常を楽しめる、「今知りたい旬な情報」「お出かけしたくなる、楽しくなる」要素を取り入れ、お出かけ欲を誘発するような特集記事のライティングを行うこと。
- ・PC、スマートフォン等、どの端末から見ても統一されたデザインの実現。
- ・高度な機能は必要とせず、職員の誰が更新しても使い勝手がよく、また統一感を図れること。
- ・拡張性のあるサイト。
- ・職員の負担を軽減するため、AI 等を用いたイベント情報収集サービス、またはそれに代わる機能を導入すること。
- ・区内の観光スポットなどを検索した際、主要な検索エンジンの上位に表示されるような仕組みづくりを行うこと。
- ・ユーザー数の再拡大。タイトルタグ、ディスクリプションタグを設定するなどSEO対策を行い、しっかりと分析できるサイトにすること。

5. 全体スケジュール

全体スケジュールは以下の通りとする。

項番	日程	内容
1	令和7年9月中旬～下旬	契約内容調整、契約締結
2	令和7年9月下旬～2月末	締結後 構築、動作検証、制作完了

6. 委託業務内容

企画、設計、制作、現行ホームページからのデータ移行作業、動作検証など、新サイト構築に係る一切の業務を行うこと。

(1) サイトの構築

ア 企画、設計

- ・作業計画書(スケジュール)を作成すること。また、現行ホームページの課題や今回の新サイト構築の方針等を勘案し、設計を行うこと。設計案の提示については、現行ホームページの問題点、課題点、不足点などを洗い出し、それらの内容を分析・整理した上で、サイト設計の基本的な考え方や提案するサイト構成の利点を「提案書」に具体的に示すこと。

イ CMS の導入

- ・WEB に関する知識を持たない職員であっても、必要なデータを入力することにより、サイトの統一感や完成度を損なうことなく、トップページをはじめとした各ページの更新やページの追加・変更・削除が容易に出来ること。更新範囲と仕様を検討し、市販のソリューション(ソフトウェア)の利用、または市販のソリューションをベースに必要な部分を独自開発したもの、いずれの導入も可とする。
- ・操作方法(編集・更新方法等)のマニュアルを作成・納品するとともに、公社職員を対象とした導入研修を実施すること。

ウ ホームページデザイン、構築

- ・デバイスの多様化も含め、WEB デザインと設計思想のトレンドを反映し、サイト訪問者が目的とする情報に簡単に辿り着けるように設計とデザインを工夫すること。
- ・ウェブデザインはPC、スマートフォン、タブレット等の端末の種類、画面サイズに最適化して表示されるレスポンスデザインとすること。
- ・世田谷区へのおでかけを誘発するような仕掛けや域内消費を促す工夫を凝らし、視覚的にも魅力のある映像やデザインを加えること。
- ・ウェブアクセシビリティに配慮し、障害のある方の利用を考慮した UI 設計を行うこと。
- ・更新された情報が直観的に分かるデザインとすること。
- ・公社 SNS やユーザーにとって有益と考えられるサイトとの連携があれば提案すること。

- ・インバウンドを意識した外国語ページを設けること。なお、外国語ページについては現行の外国語ページ(<https://www.kanko-setagaya.jp/en/>)へリンクさせるか、新規で外国語ページを制作するかは提案の範囲とする。新規で外国語ページを作成する場合は、ネイティブチェックを行うこと。なお、SNS との連携やコンテンツ・コーナーを容易に追加・削除・変更できる拡張性を備えておくこと。

- ・Windows や ios をはじめとする汎用ソフトウェアの最新版、Edge や Safari 等各種ブラウザで閲覧が可能であること。

- ・サイト広報用のロゴを制作すること。

- ・ファビコンの作成・設定を適切に行うこと。

エ コンテンツ整理、次期ホームページへのデータ使用

- ・新サイトを構築するが、現行ホームページ内の活かせるデータは使用すること。

- ・提案者は各ページの整理の方法を提案し、公社と協議の上、データを使用すること。

ただし、コンテンツの選別作業は公社の協議のうえ実施することとし、既存データのうち必要とするデータは公社から支給する。移行期間中に新規作成、更新されたコンテンツの移行方法、新旧ホームページの切替作業の方法についても提案書に明示すること。

- ・移行した分のコンテンツについても、CMS を用いて修正、公開、削除が行える状態にすること。

- ・ドメイン移行設定を適切に行うこと。

オ アクセス解析の導入

- ・管理者が GA4 など簡単に解析できる機能を有すること。

(2)動作検証

特定のブラウザの固有の機能に依存しないように留意し、スマートフォン・タブレット含め、最新ブラウザで適切に表示できること。契約期間中に新バージョンがリリースされた場合は、対応を行うこと。

(3)テスト要件

テストの実施方法、内容、実施時期などについては提案書に記載すること。

(4)開発体制

- ・本件従事者の氏名・本件における担当業務・主な保有資格および業務実績を記載した従事者名簿を公社に提出すること。

- ・本件に関する一部業務の再委託を行う場合は、委託先会社及び委託業務を記載した開発体制図を作成し、事前に公社の承認を得ること。

- ・プロジェクトマネージャ1名を選任し、開発時の総合窓口としての役割を担当すること。また、プロジェクトマネージャは同様のリニューアル業務経験があることが望ましい。

・開発にあたり、必要な技術を有するものを従事させること。ただし、勤務割り振りおよび勤務体制等は公社と協議のうえ、受託者側の責任により行うものとする。

(5)取材・ライティング

お出かけを誘発するような特集記事のライティング(写真撮影含む)を1記事以上行い、サイト公開後に随時内容を追加・編集できる仕組みとすること。特集記事の回数や内容については、ターゲット層に区内の魅力が伝わる切り口から考え、提案書にて企画の一例をあげること。

また、令和8年度以降、継続して取材・記事のライティング(年間5記事以上)を行うことを前提とする。なお、実際に特集記事として採用する内容については提案を基に公社と協議のうえ決定するものとする。

(6)コンテンツについて

・内容や情報量の整理を行い、必要性を検討したうえで必要なコンテンツを掲載する。提案にあたっては、本業務の目的に沿った既存コンテンツの見直し案および新規コンテンツの企画案を含めること。コンテンツの英語翻訳が発生する場合は費用内に含めること。

・上記のほか、ユーザーの利便性がより高まるもの、ターゲット層の興味関心を喚起させるための工夫があれば提案すること。

7. 導入システム基本的機能要件について

(1)コンテンツは、編集機能があること。更新時のデザイン崩れや画像などの素材のクオリティ低下が起これづらい仕組みとルールを担保すること。

(2)パンフレットやMAPなどの素材を、サイト上で閲覧・印刷・ダウンロードできる状態にすること。

(3)パンフレットなどアップロードしている資料のダウンロード件数を把握できるようにすること。

(4)投稿時のデザインテンプレートを複数準備すること。

(5)写真のアップロード機能(GIF,JPG,PNG)、画像サイズ等が自動で最適化されるようにすること。ただし、画質が荒くならないようにすること。

(6)ログインアカウントは追加が可能で、各々に権限付与(決裁担当・入力担当など)が設定できること。

(7)添付ファイル(PDF 等)及び動画のアップロード機能があること。記事に容易に挿入できること。

(8)サイト内検索機能があること。

(9)公共施設、店舗情報等についてGoogleMap等を利用した地図検索ができる仕組みを設定する。

(10)作成したコンテンツの掲載開始日時・公開終了日時の指定ができること。日時を指定して

予約投稿ができること。

- (11) 区内イベント情報(地域ごとのイベントやお祭りの情報)などについては、AI 等を活用し自動的にデータ収集を行うこと。または、それに代わる機能(情報を収集でき、職員の入力作業軽減を図れる仕組み)を提案すること。なお、収集したデータは職員の判断で公開、非公開できるようにすること。
- (12) 作成したコンテンツの公開・非公開設定、下書き・プレビューが出来ること
- (13) サイト内回遊の向上が考えられた構造にすること。
- (14) アーカイブ機能を備えていること
- (15) 快適な表示速度を実現するロード時間の短縮化
- (16) 投稿データを CSV データ等でインポート、エクスポートできる機能を備えていること。
- (17) お問い合わせ機能は、プルダウン等により問い合わせ内容が分かるようにすること。また、お問い合わせに対する自動返信機能があること。
- (18) ウェブアクセシビリティに配慮していること。

8. セキュリティ

- (1) 十分なウィルス感染防止策を講ずること。
- (2) ウィルス、スパムメール等の悪意ある脅威について、被害を未然に防ぎ、拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 不正アクセスやデータの改ざんを防止・検知するための対策を講ずること。
- (4) 既知のセキュリティホールやバグ等については全て対策を講じ、新たに検知された脅威については速やかに運用担当者へ通知される仕組みを構築すること。
- (5) 情報漏洩対策を十分にとること。
- (6) 公開前に十分なセキュリティテストを実施すること。
- (7) CMS は定期的にセキュリティアップデートが行われるものであること。なお、アップデート作業は受託者側で行う。

9. 個人情報保護

- (1) 個人情報の収集、および個人情報を扱うコンテンツの制作を行う場合は、個人情報の漏えい改ざんなどの防止について明確な対策を実施すること。
- (2) 個人情報等の機密情報を送信する必要のあるページについては、SSL により暗号化処理を行うこと。(SSL の取得については、本契約費用の範囲内で受託者が行うものとする。)
- (3) 「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」(別紙)を遵守すること。

10. 素材・取材について

- (1) メインビジュアルやコンテンツ、記事制作等に要する素材について、有料写真購入や新規撮影などを行い、その取材に係る一切の費用を委託費用内に含めること。

- (2)取材・撮影の許可や、紹介する内容及び動画・写真については、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を取った上で作業を進めること。

11. 納入要件

(1)納品場所

公益財団法人 世田谷区産業振興公社(世田谷区太子堂2-16-7 4階)

(2)納品物

以下のものを提出・納品すること。

項番	納品物	納期
1	作業計画書、開発従事者名簿	契約締結後速やかに
2	構成図	契約締結後速やかに
3	テスト計画書およびテスト仕様書	テスト開始前までに
4	テスト結果報告書	テスト実施後速やかに
5	開発完了届	ホームページ公開後速やかに
6	操作マニュアル(データ+印刷製本2部)	テスト開始前までに
7	新規撮影した写真及び動画、ロゴ等の素材	テスト開始前までに

12. 使用機器

受託者は、当該業務を実施するために公社に設置されている機器を使用する場合は、公社の担当者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって使用することとする。

13. 運搬責任

委託業務にかかわる物品、資料および納入すべき物品等の運搬が必要な場合は、受託者の責任で行うものとする。

14. 著作権について

- (1)受託者が納入するすべての成果物の著作権は、契約金額の入金完了をもって公社に帰属公社に帰属することとし、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- (2)業務の履行に関し新たに著作した成果物の著作権は、公社に帰属する。

15. 契約不適合

- (1) 受託者は、本業務の完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、公社の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行わなければならない。
- (2)(1)の瑕疵の原因につき、公社の善管注意義務違反を伴う帰責事由によるものであることが判明した場合、公社は、受託者の保守対応の範疇を超えた部分の対応費用について支出す

ることができるものとする。

- (3)(1)に基づく修補を実施したにもかかわらず瑕疵が解消されなかった場合、受託者はシステム改修案を提示し、公社の承認を得たうえで、無償でシステム改修を実施するものとする。

16. 損害補償

受託者は、「15 瑕疵担保責任」の事由により第三者に損害を与えた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、賠償責任を負うものとする。但し、その金額は、個別契約に定めた代金を限度とし、公社と協議の上決定するものとする。

17. 支払方法

検査合格後、請求に基づき支払う。(1回)

18. その他

- (1)開発工程終了時に公社が実施する最終確認作業の期間(2週間程度)を設け、この期間は公社からの問い合わせやソフトウェアの不具合修正を迅速に実施できる体制をとること。
- (2)委託作業期間中に受託者の業務履行状況を確認する目的で、受託者(再委託先を含む)の作業場所に立ち入り検査を実施する場合は協力すること。

19. その他留意事項

- (1)事業の実施にあたっては、公社と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者側の提案による修正もあり得る。
- (2)公社は、業務実施中に随時報告を求めることができることとする。作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。
- (3)提案内容は、専門知識を有していない者でも理解できる分かりやすい内容とすること。
- (4)本仕様書に定めのない事項、またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、公社と受託者とが協議して定めるものとする。

20. 本件担当

世田谷区太子堂二丁目 16 番地 7 号 世田谷産業プラザ 4F

公益財団法人世田谷区産業振興公社 地域活性・交流推進課 地域活性・交流推進係

TEL:03(3411)6715 FAX:03(3412)2340

個人情報を取り扱う業務委託契約の 特 記 事 項

(秘密保持義務)

- 1 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

- 2 受注者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を公社に通知し、公社の承諾を得なければならない。また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

- 3 受注者は、個人情報を公社の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(返還)

- 4 受注者は、契約を終了したとき、又は公社が個人情報の提出を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに公社に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

- 5 受注者は、個人情報の全部又は一部を公社の許可なく複写し、又は複製してはならない。公社の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により、利用できないように処分しなければならない。

(授受及び保管)

- 6 受注者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立入検査及び調査)

- 7 公社は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受注者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

(事故の報告)

- 8 受注者は、事故が生じたときには直ちに公社に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面により公社に報告し、公社の指示に従わなければならない。